債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月三十一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日
東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番四号
日本証券代行株式会社確定給付企業年金
清算人　在原　輝雄

債権申出の公告（第一回）

当社は平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金制度を終了したので、当社に規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目一〇番二三号
スパンション・イノベイツ株式会社
清算人　釘宮百香里

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日
埼玉県鴻巣市箕田三三七八番地一
トヨタＬ＆Ｆ埼玉株式会社
確定給付企業年金清算人　小暮　英次

債権申出の公告（第三回）

ユニキャリア株式会社規約型確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認に基づき平成二十六年四月一日付けで終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日
東京都品川区南大井六丁目二二番七号
ユニキャリア株式会社
確定給付企業年金清算人　吉田　信英

債権申出の公告（第三回）

ユニキャリア規約型確定給付企業年金（旧日産フォークリフトグループの従業者にかかるもの）は、厚生労働大臣の承認に基づき平成二十六年四月一日付けで終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日
東京都品川区南大井六丁目二二番七号
ユニキャリア株式会社
確定給付企業年金清算人　吉田　信英

債権申出の催告（第三回）

当社は、厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番一号
ヒルナー株式会社
企業年金清算人　村田健一郎

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、平成二十六年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日
大阪府大阪市北区堂島一丁目六番一〇号
ＪＦＥ商事企業年金基金
清算人　田邉　賢吾

羽鳥湖高原風力発電事業の廃止等に関する公告

福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。以下「条例」という。）第二十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役　清水　正己
東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

二、対象事業の名称、種類及び規模

羽鳥湖高原風力発電事業
風力発電所設置事業
発電所出力　最大一〇一、二〇〇ｋＷ
風力発電機の基数　最大四十四基

三、条例第二十七条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、条例第二十七条第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十六年四月三十日
東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役　清水　正己

蚕飼山ウインドシステム風力発電事業の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

シグマパワージャネックス株式会社
代表取締役　石井　八弥
福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号

二、対象事業の名称、種類及び規模

蚕飼山ウインドシステム
風力発電事業
出力　四〇、〇〇〇キロワット
（風車　二、〇〇〇キロワット　二十基）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十六年四月三十日
福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号
シグマパワージャネックス株式会社
代表取締役　石井　八弥

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 4 月 30 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ホシナ住設株式会社　②宮城県知事(1)5639　③代表取締役　保科正訓　④宮城県角田市梶賀字東245―1　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県角田市梶賀字東245―1　ホシナ住設株式会社　代表取締役　保科正訓

①住友林業株式会社　②国土交通大臣(3)687　③代表取締役　市川晃　④東京都千代田区大手町一丁目３番２号　廃止した従たる事務所　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目３幕張テクノガーデンＢ棟９階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町一丁目３番２号　住友林業株式会社　代表取締役　市川晃

①一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社　②岐阜県知事(4)709　③代表理事　丸山幸太郎　④岐阜市神田町一丁目11番地　⑤1000万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜市神田町一丁目11番地　一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社　代表理事　丸山幸太郎